

広島市報

定期第1134号
令和6年12月2日発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

規 則

- 広島市事務組織規則等の一部を改正する規則（第53号）……………7
- 広島市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則（第54号）……………9
- 広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第55号）……………10

告 示

- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出……………10
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出……………10
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出……………10
- 介護保険法による指定事業者の指定……………10
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定……………11
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定……………11
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新……………12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………12
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 3件……………12

- 子ども・子育て支援法の確認……………14
- 子ども・子育て支援法の確認の辞退……………14
- 子ども・子育て支援法の確認の取り消し……………14
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 3件……………14
- 道路の区域決定……………16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件……………16
- 広島市市税条例による寄附金の指定……………17
- 市営住宅の家賃の変更……………17
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出……………17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………18
- 広島農業振興地域整備計画の変更……………18
- 公印の印影印刷……………18
- 都市公園法による公募設置等計画の変更の認定……………18
- 公共下水道の供用開始……………19
- 公共下水道の終末処理場による下水の処理開始……………19
- 農業集落排水処理施設の供用開始……………19
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出……………19
- 自転車等の所有権の取得……………19
- 市営住宅の家賃の変更 2件……………19
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗

舗の廃止の届出	20
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出	20
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出	20
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出	20
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	20
○放置自転車等の撤去（中区）	20
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2 件	20
○放置自転車等の撤去（中区） 2 件	21
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2 件	21
○放置自転車等の撤去（中区）	21
○建築基準法による道路の位置の指定（変更）（中区）	21
○放置自転車の撤去（東区） 2 件	21
○長期間駐車されていた自転車の移動（東区）	22
○道路の区域変更（東区）	22
○道路の供用開始（東区）	22
○都市公園の設置（東区）	22
○道路の区域変更（東区）	22
○建築基準法による道路の位置の指定（南区）	22
○放置自転車等の撤去（南区） 2 件	22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	23
○放置自転車等の撤去（南区）	23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	23
○放置自転車等の撤去（南区）	23
○広島市南区丹那ハイツ町内会の告示事項の変更（南区）	23
○放置自転車等の撤去（南区） 6 件	23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	24
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）	24
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	24
○建築基準法による道路の位置の変更（安佐南区）	24
○道路の区域変更（安佐南区）	25
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	25

○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）	25
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）	25
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）	25
○道路の区域変更（安佐北区）	25
○道路の供用開始（安佐北区）	25
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）	26
○放置自転車等の撤去（安佐北区）	26
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）	26
○道路の区域変更（安芸区）	26
○道路の供用開始（安芸区）	26
○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）	26
○放置自転車等の撤去（安芸区）	27
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）	27
○放置自転車等の撤去（安芸区）	27
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）	27
○放置自転車等の撤去（佐伯区） 3 件	27
○建築基準法による一定の複数建築物に対する特例を一団地に認定（佐伯区）	27
○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2 件	28
○道路の区域変更（佐伯区）	28
○道路の供用開始（佐伯区）	28
○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2 件	28

公 告

○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可 2 件	28
○令和 6 年 9 月 3 日付け広島市告示（安佐南区）第 4 号についての訂正	29

選 管 告 示

○令和 6 年 1 0 月 1 4 日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数	29
---	----

区 選 管 告 示

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（中区）	29
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示	

場の設置（中区）	30
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（中区）	30
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（中区）	30
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所の指定（中区）	30
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）	30
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）	30
○令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（中区）	30
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（中区）	31
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）	31
○令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（中区）	31
○令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（中区）	31
○令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（中区）	31
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（東区）	31
○令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（東区）	32
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（東区）	32
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（東区）	32
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総	

選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所の指定（東区）	32
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）	32
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）	32
○令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（東区）	32
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（東区）	33
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）	33
○令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（東区）	33
○令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（東区）	33
○令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（東区）	33
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴う選任（東区）	33
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（南区）	33
○令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（南区）	34
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（南区）	34
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（南区）	34
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所の指定（南区）	34

○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所の開閉時刻の繰り上げ（南区）	34
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）	34
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）	34
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（南区）	35
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（南区）	35
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）	35
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（南区）	35
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじを行う場所及び日時（南区）	35
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（南区）	35
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票管理者の辞任に伴う選任（南区）	36
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（西区）	36
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（西区）	36
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（西区）	36
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（西区）	36
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（西区）	36
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総	

選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所の指定（西区）	36
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）	37
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）	37
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（西区）	37
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（西区）	37
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）	37
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（西区）	37
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじを行う場所及び日時（西区）	37
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴う選任（西区）	38
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及び職務代理者の辞任に伴う選任（西区）	38
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安佐南区）	38
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐南区）	38
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院議員総選挙における投票所の設置（安佐南区）	38
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（安佐南区）	38
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録	

されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所の指定（安佐南区）	39
○令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）	39
○令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）	39
○令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐南区）	39
○令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（安佐南区）	39
○令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）	39
○令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）	39
○令和6年10月27日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）	40
○令和6年10月27日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（安佐南区）	40
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者の辞任に伴う選任（安佐南区）	40
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の辞任に伴う選任（安佐南区）	40
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴う選任（安佐南区）	40
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴う選任（安佐南区）	41

○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安佐北区）	41
○令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐北区）	41
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（安佐北区）	41
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（安佐北区）	41
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所の指定（安佐北区）	41
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）	42
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）	42
○令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐北区）	42
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（安佐北区）	42
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）	42
○令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安佐北区）	42
○令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（安佐北区）	43
○令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（安佐北区）	43
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における安佐北区役所期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に	

伴う選任（安佐北区）	43
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における広島駅南口地下広場期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴う選任（安佐北区）	43
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴う選任（安佐北区）	43
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安芸区）	43
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（安芸区）	43
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（安芸区）	43
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（安芸区）	44
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所の指定（安芸区）	44
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）	44
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）	44
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安芸区）	44
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（安芸区）	44
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）	45
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安芸区）	45
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿	

届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじを行う場所及び日時（安芸区）	45
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（安芸区）	45
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴う選任（安芸区）	45
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴う選任（安芸区）	45
○公職選挙法施行令による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（佐伯区）	45
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（佐伯区）	46
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（佐伯区）	46
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（佐伯区）	46
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる期日前投票所の指定（佐伯区）	46
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所を閉じる時刻の繰り上げ（佐伯区）	46
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（佐伯区）	46
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（佐伯区）	46
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（佐伯区）	47
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（佐伯区）	47
○令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを	

行う場所及び日時（佐伯区）	47
○令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（佐伯区）	47
○令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（佐伯区）	47
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（佐伯区）	47
区選管委員長告示	
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所（中区）	47
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所（東区）	48
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所（南区）	48
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所（西区）	48
○令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における投票所の設置（安佐南区）	48
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所（安佐北区）	48
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所（安芸区）	49
○令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所（佐伯区）	49
教育委員会告示	
○広島市教育委員会（定例会）の開催	49

規則

広島市規則第53号

令和6年10月21日

広島市事務組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市事務組織規則等の一部を改正する規則

（広島市事務組織規則の一部改正）

第1条 広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項保険年金課の分掌事務第5号並びに第24条第1項第22号及び第2項第15号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

（広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正）

第2条 広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年広島市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第9条第6項の被保険者資格証明書の交付」を「第54条若しくは第54条の3第4項、第7項若しくは第8項の療養費又は同法第54条の3第1項若しくは第2項本文の特別療養費の支給の申請」に、「交付に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者」を「申請に係る療養を受けた者」に改め、同条第2号中「第54条の療養費又は

同法第54条の3の特別療養費の支給の申請」を「第54条の3第3項又は第5項の規定による通知」に、「申請に係る療養を受けた者」を「通知に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者」に改める。

（広島市ひとり親家庭等医療費補助条例施行規則の一部改正）

第3条 広島市ひとり親家庭等医療費補助条例施行規則（昭和54年広島市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び医療保険各法の被保険者（国民健康保険の被保険者を除く。）又は組合員の一部負担金」を削る。

第4条第1項中「を提示して市長に申請しなければならない」を「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を提示して市長に申請しなければならない。ただし、市長が公簿等により受給者証の交付に必要な事項を確認することができるときは、当該書類の提示を省略することができる」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者（第9条第2号において「被保険者等」という。）であることを証する書類

第4条第2項中「被保険者」の右に「、組合員又は加入者」を加える。

第8条第1項ただし書中「ただし、」の右に「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第1項若しくは第2項本文又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第82条第1項若しくは第2項本文の規定による特別療養費の支給の対象となる者以外の者が」を加え、「対し第1号に掲げるもののうち被保険者資格証

明書を除くいずれかのものを提出して」を「おいて」に改め、同項第 1 号中「被保険者証、被保険者資格証明書、日雇特例被保険者受給資格者票、組合員証、遠隔地被扶養者証」を「第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる書類」に改める。 第 9 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「加入医療保険の被保険者証等の」を「被保険者等に係る」に改める。 (広島市子ども医療費補助条例施行規則の一部改正) 第 4 条 広島市子ども医療費補助条例施行規則（昭和 48 年広島市規則第 103 号）の一部を次のように改正する。 第 6 条第 1 項中「を提示して市長に申請しなければならない」を「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を提示して市長に申請しなければならない。ただし、市長が公簿等により受給者証の交付に必要な事項を確認することができるときは、当該書類の提示を省略することができる」に改め、同項第 1 号を次のように改める。 (1) 健康保険に関する法令に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者（第 10 条第 2 号において「被保険者等」という。）であることを証する書類 第 9 条第 1 項ただし書中「対し第 1 号に掲げるもののうち被保険者資格証明書を除くいずれかのものを提出して」を「おいて」に改め、同項第 1 号中「被保険者証、被保険者資格証明書、日雇特例被保険者受給資格者票、組合員証、遠隔地被扶養者証」を「第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる書類」に改める。	書類」に改める。 第 11 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「加入医療保険の被保険者証等の」を「被保険者等に係る」に改める。 (広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則の一部改正) 第 6 条 広島市重度精神障害者通院医療費補助条例施行規則（令和 3 年広島市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。 第 7 条第 1 項中「を提示して市長に申請しなければならない」を「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を提示して市長に申請しなければならない。ただし、市長が公簿等により受給者証の交付に必要な事項を確認することができるときは、当該書類の提示を省略することができる」に改め、同項第 4 号を次のように改める。 (4) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者（第 12 条第 2 号において「被保険者等」という。）であることを証する書類 第 7 条第 2 項中「又は組合員」を「、組合員又は加入者」に改める。 第 11 条第 1 項ただし書中「ただし、」の右に「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 54 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項本文又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 82 条第 1 項若しくは第 2 項本文の規定による特別療養費の支給の対象となる者以外の者が」を加え、「対し第 1 号に掲げるもののうち被保険者資格証明書を除くいずれかのものを提出して」を「おいて」に改め、同項第 1 号中「被保険者証、被保険者資格証明書、日雇特例被保険者受給資格
第 10 条第 2 号中「加入医療保険の被保険者証等の」を「被保険者等に係る」に改める。 (広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則の一部改正) 第 5 条 広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則（昭和 48 年広島市規則第 104 号）の一部を次のように改正する。 第 6 条第 1 項中「を提示して市長に申請しなければならない」を「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を提示して市長に申請しなければならない。ただし、市長が公簿等により受給者証の交付に必要な事項を確認することができるときは、当該書類の提示を省略することができる」に改め、同項第 3 号を次のように改める。 (3) 健康保険に関する法令に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者（第 11 条第 2 号において「被保険者等」という。）であることを証する書類 第 6 条第 2 項中「又は組合員」を「、組合員又は加入者」に改める。 第 10 条第 1 項ただし書中「ただし、」の右に「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 54 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項本文又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 82 条第 1 項若しくは第 2 項本文の規定による特別療養費の支給の対象となる者以外の者が」を加え、「対し第 1 号に掲げるもののうち被保険者資格証明書を除くいずれかのものを提出して」を「おいて」に改め、同項第 1 号中「被保険者証、被保険者資格証明書、日雇特例被保険者受給資格者票、組合員証、遠隔地被扶養者証」を「第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる	者票、組合員証、遠隔地被扶養者証」を「第 7 条第 1 項第 4 号に掲げる書類」に改める。 第 12 条第 2 号中「加入医療保険の被保険者証等の」を「被保険者等に係る」に改める。 (広島市国民健康保険規則の一部改正) 第 7 条 広島市国民健康保険規則（昭和 34 年広島市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。 第 6 条第 1 項第 3 号を削る。 第 7 条中「及び被保険者証等」を削る。 第 10 条の 4 第 1 項中「被保険者証等及び」を削り、同条第 4 項中「被保険者証等及び」を削り、「提示して」を「提示するとともに、法第 36 条第 3 項に定める方法により被保険者であることの確認を受け、」に改める。 第 10 条の 5 第 5 項中「被保険者証等及び」を削り、「受け」を「受けるとともに、法第 36 条第 3 項に定める方法により被保険者であることを確認し」に改める。 附則第 3 項中「に、被保険者証等を添えて、」を「を」に改める。 附 則 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

広島市規則第 54 号 令和6年10月 21 日 広島市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。 広島市長 松 井 一 實 広島市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則 (広島市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正) 第1条 広島市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年広島市規則第1号）の一部を次のように改正する。 別表備考の8中「備考の10」を「備考の9」に改め、同表中備考の9を削り、同表備考の10中「C7階層」を「C17階層」に改め、 「（所得割合算額が5万7,700円未満（当該世帯に属する者が要保護者等に該当するときは、7万7,101円未満）の世帯に限る。）」を削り、「額（当該）を「額（所得割合算額が7万7,101円未満の）」に改め、同表中備考の10を備考の9とし、備考の11を備考の10とする。 （広島市阿戸認定こども園条例施行規則の一部改正） 第2条 広島市阿戸認定こども園条例施行規則（平成27年広島市規則第49号）の一部を次のように改正する。 別表第1備考の8中「備考の10」を「備考の9」に改め、同表中備考の9を削り、同表備考の10中「C7階層」を「C17階層」に改め、	38号）の一部を次のように改正する。 別表第1備考の8中「備考の10」を「備考の9」に改め、同表中備考の9を削り、同表備考の10中「C7階層」を「C17階層」に改め、 「（所得割合算額が5万7,700円未満（当該世帯に属する者が要保護者等に該当するときは、7万7,101円未満）の世帯に限る。）」を削り、「額（当該）を「額（所得割合算額が7万7,101円未満の）」に改め、同表中備考の10を備考の9とし、備考の11を備考の10とする。 附 則 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。 2 第1条から第4条までの規定による改正後の広島市子ども・子育て支援法施行細則、広島市阿戸認定こども園条例施行規則、広島市保育の実施等に関する規則及び広島市保育園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。）が受ける特定教育・保育等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号イに規定する特定教育・保育等をいう。）に係る保育料について適用し、同日前に当該満3歳未満保育認定子どもが受けた当該特定教育・保育等に係る保育料については、なお従前の例による。
「（所得割合算額が5万7,700円未満（当該世帯に属する者が要保護者等に該当するときは、7万7,101円未満）の世帯に限る。）」を削り、「額（当該）を「額（所得割合算額が7万7,101円未満の）」に改め、同表備考の10を同表備考の9とする。 別表第2備考の2中「備考の4」を「備考の3」に改め、同表中備考の3を削り、同表備考の4中「C7階層」を「C17階層」に改め、 「（所得割合算額が5万7,700円未満（当該世帯に属する者が要保護者等に該当するときは、7万7,101円未満）の世帯に限る。）」を削り、「額（当該）を「額（所得割合算額が7万7,101円未満の）」に改め、同表備考の4を同表備考の3とする。 （広島市保育の実施等に関する規則の一部改正） 第3条 広島市保育の実施等に関する規則（昭和62年広島市規則第29号）の一部を次のように改正する。 別表備考の8中「備考の10」を「備考の9」に改め、同表中備考の9を削り、同表備考の10中「C7階層」を「C17階層」に改め、 「（所得割合算額が5万7,700円未満（当該世帯に属する者が要保護者等に該当するときは、7万7,101円未満）の世帯に限る。）」を削り、「備考の10」を「備考の9」に改め、「額（当該）を「額（所得割合算額が7万7,101円未満の）」に改め、同表備考の10を同表備考の9とし、同表備考の11中「から備考の10まで」を「及び備考の9」に改め、同表備考の11を同表備考の10とする。 （広島市保育園条例施行規則の一部改正） 第4条 広島市保育園条例施行規則（昭和23年10月4日広島市規則第	

広島市規則第 55 号
令和 6 年 1 0 月 21 日
広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
広島市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年広島市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条の 2 第 1 項第 3 号中「第 1 8 条第 1 7 項」を「第 1 8 条第 2 1 項」に改め、同項第 4 号中「第 1 8 条第 2 0 項」を「第 1 8 条第 2 9 項」に改め、同項第 5 号中「第 1 8 条第 2 4 項第 2 号」を「第 1 8 条第 3 8 項第 2 号」に改める。
附 則
この規則は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

告 示

広島市告示第 4 6 7 号
令和 6 年 9 月 3 0 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項又は第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号又は第 1 1 5 条の 2 0 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 4 6 8 号
令和 6 年 9 月 3 0 日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 4 6 9 号
令和 6 年 9 月 3 0 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条第 2 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 4 7 0 号
令和 6 年 1 0 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

指定年月日 令和 6 年 1 0 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社MMT	ヘルパーステーションディア	広島市中区住吉町 1 0 番 2 号正岡ビル 1 0 3 号室	訪問介護サービス

株式会社あいウェル	ケアセンターオネット	広島市東区尾長西一丁目8番10号第二角谷ハイム205号室	訪問介護サービス
株式会社ベネッセスタイルケア	グランダ広島東荒神ケアステーション	広島市南区東荒神町4番23号	訪問介護サービス

広島市告示第471号

令和6年10月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年10月1日

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
合同会社くるみ	くるみ居宅分譲支援事業所	広島市中区十日市町二丁目1番25-515号	居宅介護支援
株式会社ひなた	ケアプランセンターひなた江波	広島市中区江波西一丁目6番57号アイエスビル江波西201	居宅介護支援
合同会社という	という居宅介護支援事業所	広島市南区東雲本町三丁目8番32号コーボさえき106号	居宅介護支援
社会福祉法人かきつばた福祉会	いつかいち福寿苑居宅介護支援事業所	広島市佐伯区坪井一丁目31番7号	居宅介護支援

広島市告示第472号

令和6年10月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号又は第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年10月1日

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
メディカル・ケア・サービス関西株式会社	愛の家グループホーム広島牛田新町	広島市東区牛田新町三丁目14番25号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
メディカル・			認知症対応型共

ケア・サービス関西株式会社	愛の家グループホーム広島八木	広島市安佐南区八木一丁目10番10号	同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
メディカル・ケア・サービス関西株式会社	愛の家グループホーム広島東原	広島市安佐南区東原二丁目9番4号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
メディカル・ケア・サービス関西株式会社	愛の家グループホーム広島大町	広島市安佐南区大町東三丁目1番18号ハートランド大町1階	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
メディカル・ケア・サービス関西株式会社	愛の家グループホーム広島亀山	広島市安佐北区亀山五丁目9番13号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
メディカル・ケア・サービス関西株式会社	愛の家グループホーム広島高陽	広島市安佐北区落合南七丁目10番20号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第473号

令和6年10月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年10月1日

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社MMT	ヘルパーステーションディア	広島市中区住吉町10番2号正岡ビル103号室	訪問介護
株式会社ベネッセスタイルケア	グランダ広島東荒神ケアステーション	広島市南区東荒神町4番23号	訪問介護
株式会社ホロン	訪問看護ステーションすずらん中央	広島市中区十日市町一丁目6番18号	訪問看護及び介護予防訪問看護
医療法人社団共愛会	訪問看護ステーションソシア	広島市西区己斐上六丁目554番地の1	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社ヤマシタ	株式会社ヤマシタ広島営業所	広島市中区宝町8番2号	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
株式会社ヤマシタ	株式会社ヤマシタ広島営業所	広島市中区宝町8番2号	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

広島市告示第 4 7 4 号

令和 6 年 1 0 月 2 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
消化器内科ペ んぎんクリ ニック	広島市中区上幟 町 9－2 7 セレ クト縮景園 4 0 3	令和 6 年 9 月 1 日	令和 1 2 年 8 月 3 1 日
ブランデンタ ルクリニック	広島市中区立町 2－1 立町中央 ビル 4 F	令和 6 年 1 0 月 1 日	令和 1 2 年 9 月 3 0 日
旭ゆめ薬局	広島市南区旭二 丁目 4－3	令和 6 年 9 月 1 日	令和 1 2 年 8 月 3 1 日
プブレひまわ り薬局 広島 高須台店	広島市西区高須 台三丁目 2 2－ 1 2	令和 6 年 1 0 月 1 日	令和 1 2 年 9 月 3 0 日
庚午のぞみ薬 局	広島市西区庚午 北二丁目 7－1 0	令和 6 年 9 月 1 日	令和 1 2 年 8 月 3 1 日
上天満薬局	広島市西区上天 満町 9－1 3	令和 6 年 9 月 1 日	令和 1 2 年 8 月 3 1 日
ミック・クサ ツ薬局	広島市西区草津 本町 2 4－6	令和 6 年 9 月 1 日	令和 1 2 年 8 月 3 1 日
ミック・フク シマ薬局	広島市西区福島 町二丁目 2 4－ 2 7－1	令和 6 年 1 0 月 1 日	令和 1 2 年 9 月 3 0 日
株式会社みわ 薬局	広島市安佐北区 可部三丁目 2 4 －2 8	令和 6 年 9 月 1 日	令和 1 2 年 8 月 3 1 日
ふれあい薬局 五月が丘店	広島市佐伯区五 月が丘五丁目 2 0－8	令和 6 年 9 月 1 日	令和 1 2 年 8 月 3 1 日

広島市告示第 4 7 5 号

令和 6 年 1 0 月 2 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第 4 7 6 号

令和 6 年 1 0 月 2 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第 4 7 7 号

令和 6 年 1 0 月 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アクロスプラザ高陽
所在地 広島市安佐北区深川五丁目 1 7 1 0 番ほか
- 大規模小売店舗を設置する者
芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 織田 寛明
東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1
- 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙のとおり。
（変更後）別紙のとおり。
- 変更年月日
別紙のとおり。
- 届出年月日
令和 6 年 9 月 2 6 日
- 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号
広島市安佐北区市民部政調課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和 6 年 1 0 月 2 日から令和 7 年 2 月 2 日まで。ただし、
広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）
第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持の

ために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年2月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第478号

令和6年10月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン広島

所在地 広島市南区皆実町二丁目224番7

2 大規模小売店舗を設置する者

フロンティア不動産投資法人

執行役員 市川 俊英

東京都中央区銀座六丁目8番7号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）フロンティア不動産投資法人

執行役員 岩藤 孝雄

東京都中央区銀座六丁目8番7号

（変更後）フロンティア不動産投資法人

執行役員 市川 俊英

東京都中央区銀座六丁目8番7号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙1のとおり。

（変更後）別紙2のとおり。

4 変更年月日

(1) 令和6年4月1日

(2) 別紙1及び別紙2のとおり。

5 届出年月日

令和6年9月26日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年10月2日から令和7年2月2日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年2月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第479号

令和6年10月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめマート五日市

所在地 広島市佐伯区五日市五丁目138番5ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

3 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名 称 （仮称）ゆめマート五日市

所在地 広島市佐伯区五日市五丁目138番5ほか

（変更後）

名 称 ゆめマート五日市

所在地 広島市佐伯区五日市五丁目138番5ほか

4 変更年月日

令和6年9月12日

5 届出年月日

令和6年10月2日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号
広島市佐伯区市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧期間
令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 2 月 2 日まで。ただし、
広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）
第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 令和 7 年 2 月 2 日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 480 号

令和 6 年 1 月 3 日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項の確認をしましたので、同法第 58 条の 11 第 1 号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設（第 7 条第 10 項第 4 号関係）
- 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり。
- 3 確認年月日
令和 6 年 1 月 1 日
- 別紙 略

広島市告示第 481 号

令和 6 年 1 月 3 日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項の確認を辞退しましたので、同法第 58 条の 11 第 1 号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類

- 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設（第 7 条第 10 項第 4 号関係）
- 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり。
- 3 確認年月日
令和 6 年 1 月 1 日
- 別紙 略

広島市告示第 482 号

令和 6 年 1 月 3 日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項の確認の取り消しをしましたので、同法第 58 条の 11 第 1 号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設（第 7 条第 10 項第 4 号関係）
- 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり。
- 3 確認の取り消し年月日
令和 6 年 1 月 1 日
- 別紙 略

広島市告示第 483 号

令和 6 年 1 月 3 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 アルパーク東棟
- (2) 所在地 広島市西区草津新町二丁目 26 番地 75 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
大和ハウス株式会社
代表取締役 芳井 敬一
大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号
有信興産株式会社
代表取締役 栗 博司
広島市中区立町 1 番 24 号
豊徳株式会社
代表取締役 脇本 哲自
広島市南区京橋町 4 番 18 号
広島市信用組合
理事長 山本 明弘

広島市中区袋町3番17号

3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙1のとおり。
(変更後) 別紙2のとおり。

4 変更年月日
別紙1及び別紙2のとおり。

5 届出年月日
令和6年9月30日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
令和6年10月3日から令和7年2月3日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 令和7年2月3日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

~~~~~

**広島市告示第484号**  
令和6年10月3日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 アルパーク西棟  
(2) 所在地 広島市西区井口明神一丁目10番地133ほか

2 大規模小売店舗を設置する者  
大和ハウス工業株式会社

代表取締役 芳井 敬一  
大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号  
ほか1者

3 変更事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 大和ハウス工業株式会社  
代表取締役 芳井 敬一  
大阪市北区梅田三丁目3番5号  
もみじ地所株式会社  
代表取締役 曾木 克祥  
広島市中区胡町1番24号  
(変更後) 大和ハウス工業株式会社  
代表取締役 芳井 敬一  
大阪市北区梅田三丁目3番5号  
もみじ地所株式会社  
代表取締役 奥田 健一郎  
広島市中区胡町1番24号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙1のとおり。  
(変更後) 別紙2のとおり。

4 変更年月日  
(1) 令和6年7月8日  
(2) 別紙1及び別紙2のとおり。

5 届出年月日  
令和6年9月30日

6 届出書の縦覧場所  
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
(1) 縦覧期間  
令和6年10月3日から令和7年2月3日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。  
(2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先  
(1) 提出期限 令和7年2月3日  
(2) 提出先  
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
別紙 1 及び別紙 2 略

広島市告示第 485 号

令和 6 年 1 月 3 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 アーバス東千田  
所在地 広島市中区東千田町一丁目 1 番 5 7
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社 N I P P O  
代表取締役 和田 千弘  
東京都中央区京橋一丁目 1 9 番 1 1 号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名称             | 代表者            | 住所                      |
|----------------|----------------|-------------------------|
| 株式会社 N I P P O | 代表取締役<br>吉川 芳和 | 東京都中央区京橋一丁目 1 9 番 1 1 号 |

(変更後)

| 名称             | 代表者            | 住所                      |
|----------------|----------------|-------------------------|
| 株式会社 N I P P O | 代表取締役<br>和田 千弘 | 東京都中央区京橋一丁目 1 9 番 1 1 号 |

- 4 変更年月日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 届出年月日  
令和 6 年 1 月 2 日
- 6 届出書の縦覧場所  
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区役所市民部市政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
(1) 縦覧期間  
令和 6 年 1 月 3 日から令和 7 年 2 月 3 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。  
(2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持の

ために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 7 年 2 月 3 日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 486 号

令和 6 年 1 月 4 日

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定します。

その関係図面は、令和 6 年 1 月 4 日から同月 18 日まで道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名     | 決定区間                                                 | 敷地の幅員 (m)           | 敷地の延長 (m) |
|-------|---------|------------------------------------------------------|---------------------|-----------|
| 県 道   | 温品二葉の里線 | 東区温品一丁目 1 1 2 1 番地 2 地先から<br>東区矢賀五丁目 5 4 番地 1 0 地先まで | 20.50<br>～<br>30.80 | 224.20    |

広島市告示第 487 号

令和 6 年 1 月 7 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 488 号

令和 6 年 1 月 8 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる機関 略

~~~~~  
広島市告示第489号

令和6年10月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦入等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

~~~~~  
**広島市告示第490号**

令和6年10月9日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

令和6年1月1日以降に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 松井 一 實

| 寄附金を受領する者 | 寄附金を受領する者の所在地   |
|-----------|-----------------|
| 学校法人上智学院  | 東京都千代田区紀尾井町7番1号 |

~~~~~  
広島市告示第491号

令和6年10月10日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更したので、広島市市営住宅等条例施行規則第11条の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり。
- 2 変更期間
令和6年10月11日から令和7年3月31日まで
- 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置等

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示第492号**

令和6年10月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 フタバ図書 TSUTAYA GIGA上安店
  - (2) 所在地 広島市安佐南区上安二丁目1番8号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社フタバ図書  
代表取締役 土橋 武  
広島市西区観音本町二丁目5番20号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙のとおり。  
(変更後) 別紙のとおり。
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙のとおり。  
(変更後) 別紙のとおり。
- 4 変更年月日  
別紙のとおり。
- 5 届出年月日  
令和6年10月7日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐南区古市一丁目3番14号  
広島市安佐南区市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和6年10月10日から令和7年2月10日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和7年2月10日
  - (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

~~~~~  
広島市告示第493号

令和6年10月11日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
よつ葉訪問看護ステーション	広島市中区東千田町二丁目12-18	令和6年8月1日	令和12年7月31日
訪問看護ステーションソラナス十日市	広島市中区榎町2-12門出ビル1F	令和6年9月1日	令和12年8月31日
ファミリーナース広島	広島市安芸区中野東四丁目16-20-203	令和6年6月1日	令和12年5月31日
定期巡回メニープール広島西	広島市佐伯区五月が丘一丁目33-3-401	令和6年9月1日	令和12年8月31日
五日市記念病院訪問看護ステーション	広島市佐伯区倉重一丁目95	令和5年2月1日	令和11年1月31日

広島市告示第494号

令和6年10月11日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第495号

令和6年10月11日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課、佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第

1条第1項に規定する休日を除き毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市告示第498号

令和6年10月15日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づき、告示します。

広島市長 松井 一 實

文書名	印影を印刷する公印の名称
・国民健康保険資格確認書 ・国民健康保険資格確認書（特別療養）	市印

広島市告示第499号

令和6年10月16日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定に基づき、次のとおり令和5年3月14日付け広島市告示第80号で認定した旨告示した公募設置等計画の変更について認定したので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 認定計画提出者
広島市中区基町21番3号
広島城アソシエイツ
代表法人 株式会社中国放送
構成法人 株式会社RCC文化センター
株式会社TBSホールディングス
株式会社フジタ広島支店
株式会社合人社計画研究所
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
株式会社中国新聞社
株式会社中国四国博報堂
株式会社山下設計関西支社
NTTアーバンバリューサポート株式会社
株式会社シーケイ・テック
- 認定日
令和5年3月14日
令和6年3月25日
令和6年10月16日
- 認定の有効期間
令和6年1月1日から令和25年12月31日まで
- 公募対象公園施設の場所
広島市中区基町
中央公園（広島城区域）内（別紙のとおり）
- 変更の内容
特定公園施設の形状等の変更

別紙 略

広島市告示第501号

令和6年10月18日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和6年10月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面の
とおり。

別紙 略

広島市告示第502号

令和6年10月18日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和6年10月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

別紙 略

広島市告示第503号

令和6年10月18日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第21条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和6年10月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安芸区阿戸町の一部	阿戸農業集落排水処理施設

広島市告示第504号

令和6年10月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第505号

令和6年10月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第506号

令和6年10月29日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更したので、広島市市営住宅等条例施行規則第11条の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり。
- 2 変更期間
令和6年10月30日から令和7年3月31日まで
- 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置等

別紙 略

広島市告示第507号

令和6年10月29日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更したので、広島市市営住宅等条例施行規則第11条の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり。

2 変更期間
令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3 変更理由
浴槽・風呂釜設置等

別紙 略

広島市告示第 5 0 8 号
令和 6 年 1 0 月 3 1 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告します。

- 広島市長 松 井 一 實
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 広島ステーションビル
(2) 所在地 広島市南区松原町 2 番 3 7 号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
中国 S C 開発株式会社
代表取締役 竹中 靖
広島市南区松原町 1 番 2 号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1 0 , 4 6 0 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1 , 0 0 0 平方メートル以下となる日
令和 2 年 3 月 3 1 日
- 6 届出年月日
令和 6 年 1 0 月 2 2 日

広島市告示第 5 0 9 号
令和 6 年 1 0 月 3 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 5 1 0 号
令和 6 年 1 0 月 3 1 日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 5 1 1 号
令和 6 年 1 0 月 3 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示（中区）第 9 7 号
令和 6 年 1 0 月 4 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 6 年 9 月 2 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 9 8 号
令和 6 年 1 0 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 9 9 号
令和 6 年 1 0 月 1 1 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 6 年 1 0 月 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 1 0 0 号
令和 6 年 1 0 月 1 1 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 6 年 1 0 月 9 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第101号**

令和6年10月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第102号

令和6年10月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第103号**

令和6年10月25日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年10月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第104号

令和6年10月25日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年10月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第105号**

令和6年10月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第106号

令和6年10月29日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定（変更）しました。

この関係図書は、中区役所建設部建築課にて縦覧します。

広島市長 松 井 一 實

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 指定番号 | 第2号 |
| 2 指定年月日 | 令和6年10月29日 |
| 3 道路の位置 | 広島市中区江波沖町の1588番10の一部
及び1588番13の一部 |
| 4 幅員及び延長 | 幅員 9.00～15.13m
延長 518.67m |

~~~~~  
**広島市告示（東区）第87号**

令和6年10月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第88号

令和6年10月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第 8 9 号**  
令和 6 年 1 0 月 1 8 日

不動産前駅東自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和 6 年 1 0 月 1 3 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~

広島市告示（東区）第 9 0 号
令和 6 年 1 0 月 2 5 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 0 月 2 5 日から同年 1 1 月 8 日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市 道	東 3 区 2 4 4 号線	東区中山西二丁目 1 8 番地 1 2 地先から東区中山西二丁目 4 8 6 番地 1 地先まで	旧	メートル 9.00 ～ 12.60	メートル 257.60
			新	メートル 9.00 ～ 23.50	メートル 280.20

~~~~~

**広島市告示（東区）第 9 1 号**  
令和 6 年 1 0 月 2 5 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 0 月 2 5 日から同年 1 1 月 8 日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名                  | 供用開始区間                                           | 供用開始の期日               |
|-------|----------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|
| 市 道   | 東 3 区<br>2 4 4<br>号線 | 東区中山西二丁目 1 8 番地 1 2 地先から東区中山西二丁目 4 8 6 番地 1 地先まで | 令和 6 年 1 0 月<br>2 5 日 |

~~~~~

広島市告示（東区）第 9 2 号
令和 6 年 1 0 月 2 8 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基

づき、都市公園を次のように設置します。

その関係図面は、令和 6 年 1 0 月 2 8 日から同年 1 1 月 1 1 日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

名称	所在地	供用開始の期日	区域
温品第八公園	東区温品五丁目 1 2 3 3 番 3 6	令和 6 年 1 0 月 2 8 日	別図のとおり。

別図 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第 9 3 号**  
令和 6 年 1 0 月 3 0 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 0 月 3 0 日から同年 1 1 月 1 3 日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名                 | 変更区間                                             | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長         |
|-------|---------------------|--------------------------------------------------|-----|-----------------------------|---------------|
| 市 道   | 東 3 区<br>8 0 号<br>線 | 東区中山西二丁目 1 1 3 番地 2 地先から東区中山西二丁目 4 3 5 番地 1 地先まで | 旧   | メートル<br>19.80<br>～<br>22.00 | メートル<br>21.80 |
|       |                     |                                                  | 新   | メートル<br>19.80<br>～<br>29.00 | メートル<br>21.80 |

~~~~~

広島市告示（南区）第 1 3 5 号
令和 6 年 1 0 月 4 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 指定番号 第 1 号
- 指定年月 令和 6 年 1 0 月 4 日
- 路線名 都市計画道路駅前大州線
- 道路の位置 起点 南区南蟹屋二丁目 7 1 6 - 1 4 地先
終点 南区南蟹屋二丁目 7 1 6 - 1 5 地先
- 道路の幅員 2 2 . 0 m
- 道路の延長 6 . 5 m

~~~~~

**広島市告示（南区）第 1 3 6 号**  
令和 6 年 1 0 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市



条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(南区)第137号

令和6年10月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(南区)第138号

令和6年10月7日

青崎一丁目駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年10月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(南区)第139号

令和6年10月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(南区)第140号

令和6年10月8日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年10月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(南区)第141号

令和6年10月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(南区)第142号

令和6年10月16日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として平成8年2月22日付けで認可した広島市南区丹那ハイツ町内会について、下記のとおり告示した事項に変更があったので同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

| 変更前                     | 変更後                     |
|-------------------------|-------------------------|
| 倉本 辰幸<br>広島市南区丹那町50番11号 | 友成 亮太<br>広島市南区丹那町56番10号 |

2 変更のあった年月日

令和6年4月21日

広島市告示(南区)第143号

令和6年10月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(南区)第144号

令和6年10月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 145 号

令和 6 年 10 月 21 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭私 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 146 号

令和 6 年 10 月 25 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 147 号

令和 6 年 10 月 28 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 148 号

令和 6 年 10 月 29 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 149 号

令和 6 年 10 月 29 日

広島駅南口第三 A 駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和 6 年 10 月 28 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第 136 号

令和 6 年 10 月 10 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第 10 条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- |          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 1 指定番号   | 第 15 号                                               |
| 2 指定年月日  | 令和 6 年 10 月 10 日                                     |
| 3 道路の位置  | 広島市安佐南区安東二丁目の 1757 番 1 の一部、1760 番の一部及び 1757 番 1 地先里道 |
| 4 幅員及び延長 | 幅員 4.50m<br>延長 70.39m                                |

広島市告示（安佐南区）第 137 号

令和 6 年 10 月 17 日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 6 年 10 月 13 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第 138 号

令和 6 年 10 月 18 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のように変更したので、建築基準法施行規則第 10 条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- |          |                                                                                                                                         |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 指定番号   | 第 16 号                                                                                                                                  |
| 2 指定年月日  | 令和 6 年 10 月 18 日                                                                                                                        |
| 3 道路の位置  | 広島市安佐南区緑井七丁目の 809 番 2 の一部、1999 番 6 の一部、1999 番 7 の一部、2000 番 5 の一部、2000 番 6 の一部及び 809 番 2 地先里道<br>広島市安佐南区緑井八丁目の 811 番 2 の一部及び 812 番 1 の一部 |
| 4 幅員及び延長 | 幅員 5.1m～6.6m<br>延長 42.19m                                                                                                               |

~~~~~

広島市告示（安佐南区）第139号
令和6年10月28日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年10月28日から同年11月11日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南1区長束八木線	安佐南区緑井七丁目2047番地4地先から	旧	16.00	36.98
		安佐南区緑井七丁目1783番地4地先まで	新	16.00 ～ 28.23	36.98

~~~~~

**広島市告示（安佐南区）第140号**  
令和6年10月29日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年10月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

~~~~~

広島市告示（安佐南区）第141号
令和6年10月31日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 令和6年10月31日
- 3 路線名 市道 安佐南1区194号線
- 4 道路の位置 起点：広島市安佐南区緑井二丁目3734-20地先
終点：広島市安佐南区緑井二丁目3734-21地先
- 5 道路延長 5.80メートル
- 6 道路幅員 12.00メートル

~~~~~

**広島市告示（安佐北区）第95号**

令和6年10月4日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和6年9月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第96号
令和6年10月9日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1. 指定番号 第5号
2. 指定年月日 令和6年10月9日
3. 道路の位置 広島市安佐北区口田南三丁目の1782番1の一部、1782番2の一部及び1788番の一部
4. 幅員及び延長 幅員 5.00メートル
延長 30.00メートル

~~~~~

**広島市告示（安佐北区）第97号**  
令和6年10月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年10月11日から同月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                       | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|----------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北1区164号線 | 安佐北区白木町大字三田字上大椿3274番地地先から  | 旧   | 3.00<br>～<br>3.00 | 148.90   |
|       |            | 安佐北区白木町大字三田字上大椿3187番地3地先まで | 新   | 3.00<br>～<br>7.82 |          |

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第98号
令和6年10月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法

律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年10月11日から同月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市 道	安佐北1区164号線	安佐北区白木町大字三田字下大椿3867番地5地先から 安佐北区白木町大字三田字上大椿3187番地3地先まで	令和6年10月11日

広島市告示(安佐北区)第99号

令和6年10月21日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和6年10月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第100号

令和6年10月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により、令和6年10月16日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第101号

令和6年10月31日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1. 指定番号 第6号
2. 指定年月日 令和6年10月31日
3. 道路の位置 広島市安佐北区三入二丁目の537番地4の一部、538番地5の一部及び546番地1
4. 幅員及び延長 幅員 6.20～6.27メートル
延長 77.92メートル

広島市告示(安芸区)第93号

令和6年10月4日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第94号

令和6年10月9日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年10月9日から同月23日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市 道	安芸4区116号線	安芸区矢野東六丁目1766番地1地先から 安芸区矢野東六丁目1767番地12地先まで	旧	メートル 2.30 ～ 2.75	メートル 42.40
			新	メートル 3.16 ～ 4.00	メートル 42.40

広島市告示(安芸区)第95号

令和6年10月9日

道路の供用を次のようを開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年10月9日から同月23日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市 道	安芸4区116号線	安芸区矢野東六丁目1766番地1地先から 安芸区矢野東六丁目1767番地12地先まで	令和6年10月9日

広島市告示(安芸区)第96号

令和6年10月10日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において

一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 令和6年10月10日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野四丁目の2336番3の一部及び2338番8の一部
- 4 幅員 4.20メートル
- 5 延長 16.02メートル

広島市告示（安芸区）第97号

令和6年10月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第98号

令和6年10月22日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第99号

令和6年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第100号

令和6年10月30日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第106号

令和6年10月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年9月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第107号

令和6年10月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年9月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第108号

令和6年10月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年10月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第109号

令和6年10月16日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2の規定に基づき、一定の複数建築物に対する特例を下記の一団地について認定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

- 1 一団地の名称
広電楽々園
- 2 一団地の区域
広島市佐伯区楽々園四丁目の444番1、444番14、444番15及び444番16

3 認定番号
第 R 0 6 認定通知広島市建 0 0 0 0 3 号

4 認定年月日
令和 6 年 1 0 月 1 6 日

広島市告示（佐伯区）第 1 1 0 号
令和 6 年 1 0 月 1 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 6 年 1 0 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 1 1 1 号
令和 6 年 1 0 月 1 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 6 年 1 0 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 1 1 2 号
令和 6 年 1 0 月 1 7 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 0 月 1 7 日から同年 1 0 月 3 1 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

路線の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市 道	佐伯 5 区 1 1 2 号線	佐伯区湯来町大字葛原字下土井 8 3 9 番地 1 地先から	旧	メートル 4.40 ～ 7.50	メートル 237.2
		佐伯区湯来町大字葛原字下土井 8 3 3 番地 1 地先まで	新	メートル 4.40 ～ 7.50	メートル 237.2

広島市告示（佐伯区）第 1 1 3 号
令和 6 年 1 0 月 1 7 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 6 年 1 0 月 1 7 日から同年 1 0 月 3 1 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

路線の種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市 道	佐伯 5 区 1 1 2 号線	佐伯区湯来町大字葛原字下土井 8 3 9 番地 1 地先から 佐伯区湯来町大字葛原字下土井 8 3 3 番地 1 地先まで	令和 6 年 1 0 月 1 7 日

広島市告示（佐伯区）第 1 1 4 号
令和 6 年 1 0 月 2 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 6 年 1 0 月 1 6 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 1 1 5 号
令和 6 年 1 0 月 3 0 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 6 年 1 0 月 2 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

公 告

公 告

第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可

令和 6 年 1 0 月 1 日

都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）第 7 条の 1 6 第 1 項の規定により、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条の 1 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 第一種市街地再開発事業の名称
基町相生通地区第一種市街地再開発事業
- 施行者の氏名又は名称
基町相生通地区第一種市街地再開発事業個人施行者
代表施行者 独立行政法人都市再生機構西日本支社
共同施行者 株式会社朝日新聞社

株式会社朝日ビルディング
中国電力ネットワーク株式会社

3 事務所の所在地
広島市東区若草町12番1号 アクティブインターシティ広島
島オフィス棟9階（独立行政法人都市再生機構事務所内）

4 事業施行期間
令和4年10月26日から令和11年度まで

5 施行認可の年月日
令和4年10月26日

6 施行地区
広島市中区基町 12番3、12番6、13番1、13番
2、17番1の一部、17番2の一部、1
7番7
広島市中区立町 7番の一部

7 事業計画の変更の認可の年月日
令和6年10月1日

~~~~~

公 告

令和6年10月1日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項  
の規定により、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可  
しましたので、同条第2項において準用する同法第7条の15第  
3項の規定により、一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 縦覧場所  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市機能調整部

2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで  
（ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49  
号）に規定する休日を除く。）

~~~~~

公 告

令和6年10月7日

令和6年9月3日付け広島市告示（安佐南区）第4号につい
て、以下のとおり訂正します。

広島市長 松 井 一 實

告示年月日	告示番号	正誤	
令和6年9月 3日	広島市告示（安 佐南区）第4号	（誤）	広島市告示（安佐南 区）第4号
		（正）	広島市告示（安佐南 区）第127号の2

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第4号
令和6年10月14日

令和6年10月14日現在における地方自治法（昭和22年法
律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年
法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の
組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定
による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、
次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及
び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並び
に市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市
町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項
（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の
規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,509人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条
第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市
の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行
政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教
育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の
総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に
6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と
を合算して得た数

221,927人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自
治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定
による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中 区	38,547人
東 区	32,439人
南 区	39,098人
西 区	51,306人
安佐南区	65,584人
安佐北区	38,823人
安 芸 区	20,950人
佐 伯 区	38,395人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求
市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の
請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の
選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の
規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

162,570人

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第7号
令和6年10月9日
衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第8
9号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の

移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正 行

- 1 登録の移替えをしない期間
令和 6 年 1 0 月 1 0 日から衆議院議員総選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、衆議院議員総選挙の期日の翌日から行う。

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第 8 号**

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正 行

別紙 略

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第 9 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正 行

別紙 略

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第 1 0 号**

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正 行

| 期日前投票所<br>開設場所         | 所在地                        | 期間                                                             |
|------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 広島市中区役所<br>3 階 第 6 会議室 | 広島市中区国泰寺町<br>一丁目 4 番 2 1 号 | 令和 6 年 1 0 月 1 6<br>日から<br>同年 1 0 月 2 6 日まで                    |
| 広島駅南口地下広<br>場          | 広島市南区松原町 9<br>番地先          | 令和 6 年 1 0 月 2 3<br>日から<br>同年同月 2 5 日まで<br>午前 1 0 時から午後<br>8 時 |

**広島市中区選挙管理委員会告示第 1 1 号**

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正 行

| 指定期日前投票所<br>開設場所       | 所在地                    |
|------------------------|------------------------|
| 広島市中区役所<br>3 階 第 6 会議室 | 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号 |

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第 1 2 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正 行

別紙 略

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第 1 3 号**

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正 行

別紙 略

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第 1 4 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正 行

- 1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

広島市中区役所 2階 第1会議室
2 日 時 令和6年10月15日 午後5時20分
ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
(2) 日 時 令和6年10月24日 午後6時10分

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第15号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正 行

- 1 場 所 広島市中区上幟町6番29号  
広島市立幟町中学校 体育館  
2 日 時 令和6年10月27日 午後9時20分開始

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第16号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正 行

開票管理者	住所	広島市中区
	氏名	甲斐野 正行
同上職務代理者	住所	広島市東区
	氏名	今富 雅夫

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第17号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正 行

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

- (1) 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室  
(2) 日 時 令和6年10月24日 午後5時20分  
2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

- (1) 場 所 広島市中区上幟町6番29号  
広島市立幟町中学校 体育館  
(2) 日 時 令和6年10月27日 午後8時30分

~~~~~  
広島市中区選挙管理委員会告示第18号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正 行

- 1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
2 日 時 令和6年10月24日 午後5時40分

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第19号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正 行

掲示を行う場所 別紙のとおり  
別紙 略

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会告示第7号

令和6年10月9日

衆議院が令和6年10月9日に解散され、同年10月27日に衆議院議員総選挙が執行されることに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

- 1 登録の移替えをしない期間
令和6年10月10日から令和6年10月27日まで
2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、令和6年10月28日から行う。

広島市東区選挙管理委員会告示第 8 号

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第 9 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第 1 0 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市東区役所 3 階 第 4 ・第 5 会議室	広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号	令和 6 年 1 0 月 1 6 日から 同年 1 0 月 2 6 日まで
広島市東区役所 温品出張所	広島市東区温品五丁 目 1 番 1 8 号	令和 6 年 1 0 月 1 6 日から 同年 1 0 月 2 6 日まで
広島駅南口地下広 場	広島市南区松原町 9 番地先	令和 6 年 1 0 月 2 3 日から 同年 1 0 月 2 5 日まで 午前 1 0 時から午後 8 時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第 1 1 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第

4 9 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

指定期日前投票所 開設場所	所在地
広島市東区役所 3 階 第 4 ・第 5 会議 室	広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号

広島市東区選挙管理委員会告示第 1 2 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第 1 3 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第 1 4 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

- 場 所 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号
広島市東区役所 5 階 研修室
- 日 時 令和 6 年 1 0 月 1 5 日 午後 5 時 2 0 分
ただし、公職選挙法第 8 6 条第 8 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めてくじを行う。

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 5階 研修室
- 2 日 時 令和6年10月24日 午後6時10分

~~~~~

**広島市東区選挙管理委員会告示第15号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票の  
場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第6  
3条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

- 1 場 所 広島市東区光町二丁目15番8号  
広島市立二葉中学校 体育館
- 2 日 時 令和6年10月27日 午後9時20分開始

~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第16号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票管
理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法
律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25
年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任
しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

開票管理者	住所	広島市東区牛田新町四丁目19番7－ 401号
	氏名	佐々木 和宏
同上職務代理者	住所	広島市東区牛田中一丁目7番13－4 04号
	氏名	重水 靖彦

~~~~~

**広島市東区選挙管理委員会告示第17号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙にお  
ける開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき  
者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体  
に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行  
う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を  
超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者  
の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ
- (1) 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 5階 研修室
- (2) 日 時 令和6年10月24日 午後5時20分

- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政  
治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上と  
なったときのくじ

- (1) 場 所 広島市東区光町二丁目15番8号  
広島市立二葉中学校 体育館
- (2) 日 時 令和6年10月27日 午後8時30分

~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第18号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙にお
ける開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人
となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、
次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 5階 研修室
- 2 日 時 令和6年10月24日 午後5時50分

~~~~~

**広島市東区選挙管理委員会告示第19号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査におけ  
る審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判  
所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規  
定により、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

掲示を行う場所 各投票所の入口

~~~~~

広島市東区選挙管理委員会告示第20号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区
の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37号第2項によ
り、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

~~~~~

**広島市南区選挙管理委員会告示第7号**

令和6年10月9日

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第8  
9号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の  
移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 中 田 憲 悟

1 登録の移替えをしない期間

令和 6 年 1 月 1 日から衆議院議員総選挙の期日まで

2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、衆議院議員総選挙の期日の翌日から行う。

広島市南区選挙管理委員会告示第 8 号

令和 6 年 1 月 1 4 日

令和 6 年 1 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 中 田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 9 号

令和 6 年 1 月 1 5 日

令和 6 年 1 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 中 田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 1 0 号

令和 6 年 1 月 1 5 日

令和 6 年 1 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 中 田 憲 悟

| 期日前投票所<br>開設場所                     | 所在地                   | 期間                                                     |
|------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------|
| 広島市南区役所 4 階<br>4-1、4-2、<br>4-3 会議室 | 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号 | 令和 6 年 1 月 1 6 日から<br>同月 2 6 日まで                       |
| 広島駅南口地下広場                          | 広島市南区松原町 9 番地先        | 令和 6 年 1 月 2 3 日から<br>同月 2 5 日まで<br>午前 1 0 時から午後 8 時まで |

広島市南区選挙管理委員会告示第 1 1 号

令和 6 年 1 月 1 5 日

令和 6 年 1 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 中 田 憲 悟

| 指定期日前投票所<br>開設場所               | 所在地                   |
|--------------------------------|-----------------------|
| 広島市南区役所 4 階<br>4-1、4-2、4-3 会議室 | 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号 |

広島市南区選挙管理委員会告示第 1 2 号

令和 6 年 1 月 1 5 日

令和 6 年 1 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 中 田 憲 悟

1 投票所の開閉時刻を繰り上げる投票区

| 投票区名 | 投票所施設名 | 投票所を開く時刻     | 投票所を閉じる時刻    |
|------|--------|--------------|--------------|
| 似島   | 似島集会所  | 午前 6 時 0 0 分 | 午後 6 時 0 0 分 |

2 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区

| 投票区名 | 投票所施設名 | 投票所を閉じる時刻    |
|------|--------|--------------|
| 金輪   | 金輪島集会所 | 午後 6 時 0 0 分 |

広島市南区選挙管理委員会告示第 1 3 号

令和 6 年 1 月 1 5 日

令和 6 年 1 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 中 田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第 1 4 号

令和 6 年 1 月 1 5 日

令和 6 年 1 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、

別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中 田 憲 悟

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第15号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中 田 憲 悟

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 2階 2－2会議室
- 2 日 時 令和6年10月15日 午後5時30分
- ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。
- (1) 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 3階 3－1会議室
- (2) 日 時 令和6年10月24日 午後5時50分

広島市南区選挙管理委員会告示第16号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中 田 憲 悟

- 1 場 所 広島市南区東本浦町1番18号  
広島市立広島工業高等学校 体育館
- 2 日 時 令和6年10月27日 午後9時20分開始

広島市南区選挙管理委員会告示第17号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中 田 憲 悟

|       |    |             |
|-------|----|-------------|
| 開票管理者 | 住所 | 広島市南区仁保南二丁目 |
|       | 氏名 | 中 田 憲 悟     |

|         |    |            |
|---------|----|------------|
| 同上職務代理者 | 住所 | 広島市南区仁保三丁目 |
|         | 氏名 | 西 本 和 弘    |

広島市南区選挙管理委員会告示第18号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中 田 憲 悟

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ
- (1) 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 3階 3－1会議室
- (2) 日 時 令和6年10月24日 午後5時30分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ
- (1) 場 所 広島市南区東本浦町1番18号  
広島市立広島工業高等学校 体育館
- (2) 日 時 令和6年10月27日 午後8時30分

広島市南区選挙管理委員会告示第19号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときはくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中 田 憲 悟

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 2階 2－2会議室
- 2 日 時 令和6年10月24日 午後5時40分

広島市南区選挙管理委員会告示第20号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中 田 憲 悟

掲示を行う場所 各投票所の入口

広島市南区選挙管理委員会告示第 2 1 号

令和 6 年 1 0 月 1 7 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票管理者の辞任に伴い、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中 田 憲 悟

投票管理者

| 投票区名 | 住所        | 氏名     |
|------|-----------|--------|
| 向洋   | 東広島市西条栄町  | 兼由 茂樹  |
| 翠町第一 | 広島市中区東白島町 | 坂本 久美子 |
| 洲崎   | 東広島市西条西本町 | 植重 正美  |

広島市西区選挙管理委員会告示第 9 号

令和 6 年 1 0 月 9 日

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 1 7 条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和 6 年 1 0 月 1 0 日から衆議院議員総選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、衆議院議員総選挙の期日の翌日から行う。

広島市西区選挙管理委員会告示第 1 0 号

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第 1 1 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 2 2 年法律第 1 3 6 号）第 5 2 条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

掲示を行う場所 別紙のとおり

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第 1 2 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第 1 3 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

| 期日前投票所<br>開設場所         | 所在地                 | 期間                                                                   |
|------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 広島市西区役所<br>2 階 第 1 会議室 | 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号 | 令和 6 年 1 0 月 1 6 日から<br>同年 1 0 月 2 6 日まで<br>午前 8 時 3 0 分から<br>午後 8 時 |
| 広島駅南口地下広場              | 広島市南区松原町 9 番地先      | 令和 6 年 1 0 月 2 3 日から<br>同年 1 0 月 2 5 日まで<br>午前 1 0 時から午後 8 時         |

広島市西区選挙管理委員会告示第 1 4 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

| 期日前投票所<br>開設場所         | 所在地                 |
|------------------------|---------------------|
| 広島市西区役所<br>2 階 第 1 会議室 | 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号 |

広島市西区選挙管理委員会告示第15号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第16号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第17号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
- 2 日時 令和6年10月16日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。
- (1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
- (2) 日時 令和6年10月24日 午後6時20分

広島市西区選挙管理委員会告示第18号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会

委員長 原田武彦

- 1 場所 広島市西区庚午中四丁目12番48号  
広島市立庚午中学校 体育館
- 2 日時 令和6年10月27日 午後9時20分開始

広島市西区選挙管理委員会告示第19号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

|         |    |       |
|---------|----|-------|
| 開票管理者   | 住所 | 広島市西区 |
|         | 氏名 | 原田 武彦 |
| 同上職務代理者 | 住所 | 東広島市  |
|         | 氏名 | 南浦 詳仁 |

広島市西区選挙管理委員会告示第20号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原田武彦

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ
- (1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
- (2) 日時 令和6年10月24日 午後5時50分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ
- (1) 場所 広島市西区庚午中四丁目12番48号  
広島市立庚午中学校 体育館
- (2) 日時 令和6年10月27日 午後8時30分

広島市西区選挙管理委員会告示第21号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時



を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

- 1 場 所 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号  
広島市西区役所 4 階 研修室
- 2 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 4 日 午後 6 時

広島市西区選挙管理委員会告示第 2 2 号  
令和 6 年 1 0 月 2 2 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区  
の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、  
公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項の規定  
により、次のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

〔鈴が峰投票区 投票管理者〕

| 区分 | 新     | 旧     |
|----|-------|-------|
| 住所 | 広島市西区 | 広島市西区 |
| 氏名 | 田中 仁  | 野坂 正紀 |

広島市西区選挙管理委員会告示第 2 3 号  
令和 6 年 1 0 月 2 3 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区  
の投票管理者及び職務代理者の辞任に伴い、新たに選任する必要  
が生じたため、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7  
条第 2 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

〔高須第一投票区 投票管理者〕

| 区分 | 新     | 旧     |
|----|-------|-------|
| 住所 | 広島市西区 | 広島市西区 |
| 氏名 | 山田 晋也 | 山田 孝志 |

〔高須第一投票区 職務代理者〕

| 区分 | 新     | 旧     |
|----|-------|-------|
| 住所 | 広島市西区 | 広島市西区 |
| 氏名 | 山岡 誠司 | 山田 晋也 |

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 7 号  
令和 6 年 1 0 月 9 日

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8  
9 号）第 1 7 条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の  
移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会

委員長 高 岡 優

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和 6 年 1 0 月 1 0 日から衆議院議員総選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る選挙人名簿の登録の移替えは、衆議院議員  
総選挙の期日の翌日から行う。

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 8 号  
令和 6 年 1 0 月 1 4 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙  
におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0  
0 号）第 1 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおりに設置し  
ました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高 岡 優

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 9 号  
令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院議員総選挙における投  
票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規  
定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高 岡 優

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 1 0 号  
令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院議員総選挙における期  
日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8  
条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の  
規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高 岡 優

| 期日前投票所<br>開設場所            | 所在地                          | 期間                                    |
|---------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 広島市安佐南区役<br>所 1 階 第 2 会議室 | 広島市安佐南区古市<br>一丁目 3 3 番 1 4 号 | 令和 6 年 1 0 月 1 6<br>日から<br>同月 2 6 日まで |
| 広島市安佐南区役<br>所 佐東出張所       | 広島市安佐南区緑井<br>六丁目 2 9 番 2 8 号 | 令和 6 年 1 0 月 1 6<br>日から<br>同月 2 6 日まで |
| 広島市安佐南区役<br>所 祇園出張所       | 広島市安佐南区祇園<br>二丁目 4 8 番 7 号   | 令和 6 年 1 0 月 1 6<br>日から<br>同月 2 6 日まで |
| 広島市安佐南区役<br>所 沼田出張所       | 広島市安佐南区伴東<br>七丁目 6 4 番 8 号   | 令和 6 年 1 0 月 1 6<br>日から<br>同月 2 6 日まで |
|                           |                              | 令和 6 年 1 0 月 2 3                      |

|           |              |                               |
|-----------|--------------|-------------------------------|
| 広島駅南口地下広場 | 広島市南区松原町9番地先 | 日から<br>同月25日まで<br>午前10時から午後8時 |
|-----------|--------------|-------------------------------|

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第11号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

| 期日前投票所<br>開設場所        | 所在地                |
|-----------------------|--------------------|
| 広島市安佐南区役所<br>1階 第2会議室 | 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 |

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第12号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

別紙 略

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第13号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

別紙 略

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第14号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第

3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日時 令和6年10月15日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- (2) 日時 令和6年10月24日 午後6時10分

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第15号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

- 1 場所 広島市安佐南区伴東六丁目1番1号  
広島市立沼田高等学校 体育館
- 2 日時 令和6年10月27日 午後9時20分開始

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第16号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

|         |    |                         |
|---------|----|-------------------------|
| 開票管理者   | 住所 | 広島市安佐南区大塚西六丁目11番4-1301号 |
|         | 氏名 | 高岡 優                    |
| 同上職務代理者 | 住所 | 広島市佐伯区河内南一丁目16番31号      |
|         | 氏名 | 高石 実                    |

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第17号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときくじ

を行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を  
超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者  
の届出にかかるものが 3 人以上あるときのくじ
- (1) 場 所 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号  
広島市安佐南区役所 4 階 講堂
- (2) 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 4 日 午後 5 時 2 0 分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政  
治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上と  
なったときのくじ
- (1) 場 所 広島市安佐南区伴東六丁目 1 番 1 号  
広島市立沼田高等学校 体育館
- (2) 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 7 日 午後 8 時 3 0 分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 1 8 号  
令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙  
における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会  
人となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじを行う場所及び日時  
を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

- 1 場 所 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号  
広島市安佐南区役所 4 階 講堂
- 2 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 4 日 午後 5 時 4 0 分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 1 9 号  
令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査に  
おける審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高  
裁判所裁判官国民審査法（昭和 2 2 年法律第 1 3 6 号）第 5 2 条  
の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

掲示を行う場所 別紙のとおり  
別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 2 0 号  
令和 6 年 1 0 月 2 2 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前  
投票所の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じた  
ため、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項  
及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1  
項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

| 区分 | 期日前投票<br>開設場所 | 住所          | 氏名    | 職務を<br>行うべき日 |
|----|---------------|-------------|-------|--------------|
| 辞任 | 広島駅南口<br>地下広場 | 広島市安佐<br>南区 | 上西 健太 | 1 0 月 2 3 日  |
| 選任 | 広島駅南口<br>地下広場 | 広島市安芸<br>区  | 佐古 康典 | 1 0 月 2 3 日  |
| 辞任 | 広島駅南口<br>地下広場 | 広島市南区       | 小西 泰成 | 1 0 月 2 4 日  |
| 選任 | 広島駅南口<br>地下広場 | 広島市中区       | 原 美織  | 1 0 月 2 4 日  |
| 辞任 | 広島駅南口<br>地下広場 | 広島市南区       | 金澤 達也 | 1 0 月 2 5 日  |
| 選任 | 広島駅南口<br>地下広場 | 広島市中区       | 世良 浩  | 1 0 月 2 5 日  |

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 2 1 号  
令和 6 年 1 0 月 2 2 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前  
投票所の投票管理者の職務代理者の辞任に伴い、新たに選任する  
必要が生じたため、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第  
4 8 条の 2 第 5 項の規定により適用される同法第 3 7 条第 2 項の  
規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

| 区分 | 期日前投票<br>開設場所       | 住所          | 氏名     | 職務を<br>行うべき日 |
|----|---------------------|-------------|--------|--------------|
| 辞任 | 広島駅南口<br>地下広場       | 広島市東区       | 馬詰 大地  | 1 0 月 2 3 日  |
| 選任 | 広島駅南口<br>地下広場       | 広島市佐伯<br>区  | 平木 幸恵  | 1 0 月 2 3 日  |
| 辞任 | 広島駅南口<br>地下広場       | 広島市東区       | 馬詰 大地  | 1 0 月 2 4 日  |
| 選任 | 広島駅南口<br>地下広場       | 広島市西区       | 服部 和之  | 1 0 月 2 4 日  |
| 辞任 | 安佐南区役<br>所<br>祇園出張所 | 広島市中区       | 世良 浩   | 1 0 月 2 5 日  |
| 選任 | 安佐南区役<br>所<br>祇園出張所 | 安芸郡府中<br>町  | 大林 圭太朗 | 1 0 月 2 5 日  |
| 辞任 | 広島駅南口<br>地下広場       | 広島市東区       | 馬詰 大地  | 1 0 月 2 5 日  |
| 選任 | 広島駅南口<br>地下広場       | 広島市安佐<br>北区 | 吉儀 圭一郎 | 1 0 月 2 5 日  |

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 2 2 号  
令和 6 年 1 0 月 2 3 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区  
の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、  
公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の

規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

| 区分 | 投票区      | 住所      | 氏名     |
|----|----------|---------|--------|
| 辞任 | 安古市第九投票区 | 広島市中区   | 藤井 直輝  |
| 選任 | 安古市第九投票区 | 広島市中区   | 小磯 卓也  |
| 辞任 | 沼田第六投票区  | 広島市安佐南区 | 平田 優貴  |
| 選任 | 沼田第六投票区  | 広島市中区   | 堀川 淳子  |
| 辞任 | 沼田第九投票区  | 広島市安佐北区 | 八百村 聡仁 |
| 選任 | 沼田第九投票区  | 広島市安佐南区 | 尾中 健二  |

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第23号

令和6年10月25日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

| 区分 | 投票区      | 住所      | 氏名    |
|----|----------|---------|-------|
| 辞任 | 安古市第十投票区 | 広島市安佐南区 | 柿田 直美 |
| 選任 | 安古市第十投票区 | 広島市安佐南区 | 岡崎 将吾 |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第7号

令和6年10月9日

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和6年10月10日から衆議院議員総選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、衆議院議員総選挙の期日の翌日から行う。

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第8号

令和6年10月14日

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第9号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第10号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

| 期日前投票所<br>開設場所          | 所在地                        | 期間                                          |
|-------------------------|----------------------------|---------------------------------------------|
| 広島市安佐北区役所<br>1階 第一会議室   | 広島市安佐北区可部<br>四丁目13番13号     | 令和6年10月16日から<br>同年10月26日まで                  |
| 広島市安佐北区役所<br>白木出張所      | 広島市安佐北区白木<br>町大字秋山2391番地の4 | 令和6年10月16日から<br>同年10月26日まで                  |
| 広島市安佐北区役所<br>高陽出張所      | 広島市安佐北区深川<br>五丁目13番7号      | 令和6年10月16日から<br>同年10月26日まで                  |
| 広島市安佐北区役所<br>安佐出張所仮設投票所 | 広島市安佐北区安佐<br>町大字飯室3052番地の1 | 令和6年10月16日から<br>同年10月26日まで                  |
| 広島駅南口地下広場               | 広島市南区松原町9番地先               | 令和6年10月23日から<br>同年10月25日まで<br>午前10時から午後8時まで |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第11号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。



広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

| 期日前投票所<br>開設場所         | 所在地                         |
|------------------------|-----------------------------|
| 広島市安佐北区役所<br>1 階 第一会議室 | 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3<br>号 |

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 1 2 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区
の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和
2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令
（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙
のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本 和 則

別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 1 3 号**

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前  
投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法  
（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施  
行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、  
別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

別紙 略

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 1 4 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙にお
ける公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項
の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定
めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本 和 則

- 1 場 所 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号
広島市安佐北区役所 4 階 講堂
- 2 日 時 令和 6 年 1 0 月 1 5 日 午後 5 時 2 0 分
- ただし、公職選挙法第 8 6 条第 8 項の規定による届出があった
場合は、次のとおり改めて行う。
- 1 場 所 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号
広島市安佐北区役所 4 階 講堂
- 2 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 4 日 午後 6 時 1 0 分

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 1 5 号**

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票の  
場所及び日時を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6  
3 条及び第 6 5 条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

- 1 場 所 広島市安佐北区三入東一丁目 1 4 番 1 号  
広島市立広島中等教育学校 体育館
- 2 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 7 日 午後 9 時 2 0 分開始

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 1 6 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票管
理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法
律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5
年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の規定により、次のとおり選任
しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本 和 則

開票管理者	住所	広島市安佐北区口田南三丁目 8 番 9 - 1 2 号
	氏名	大本 和則
同上職務代理者	住所	広島市西区井口台三丁目 2 3 番 2 2 号
	氏名	吉谷 勝美

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 1 7 号**

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙にお  
ける開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき  
者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体  
に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじを行  
う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を  
超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者  
の届出に係るものが 3 人以上あるときのくじ
- (1) 場 所 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号  
広島市安佐北区役所 4 階 講堂
- (2) 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 4 日 午後 5 時 2 0 分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政  
治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上と  
なったときのくじ
- (1) 場 所 広島市安佐北区三入東一丁目 1 4 番 1 号



広島市立広島中等教育学校 体育館  
(2) 日 時 令和6年10月27日 午後8時30分

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会告示第18号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本 和 則

- 1 場 所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 4階 講堂
2 日 時 令和6年10月24日 午後5時40分

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第19号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

掲示を行う場所 各投票所の入口

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会告示第20号

令和6年10月21日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における安佐北区役所期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおりに選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本 和 則

別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第21号**

令和6年10月24日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における広島駅南口地下広場期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおりに選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本 和 則

別紙 略

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会告示第22号

令和6年10月26日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおりに選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本 和 則

別紙 略

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第7号**

令和6年10月9日

広島市長、広島県議会議員及び広島市議会議員の任期の満了に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和4年政令第352号）第1条の規定による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒 井 秀 則

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和6年10月10日から衆議院議員総選挙の期日まで  
2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、衆議院議員総選挙の期日の翌日から行う。

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第8号

令和6年10月14日

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおりに設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒 井 秀 則

別紙 略

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第9号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒 井 秀 則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 1 0 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒 井 秀 則

| 期日前投票所<br>開設場所         | 所在地                        | 期間                                                                        |
|------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 広島市安芸区役所<br>3 階第 1 会議室 | 広島市安芸区船越南<br>三丁目 4 番 3 6 号 | 令和 6 年 1 0 月 1 6<br>日から<br>令和 6 年 1 0 月 2 6<br>日まで                        |
| 広島市安芸区役所<br>中野出張所      | 広島市安芸区中野三<br>丁目 2 0 番 9 号  | 令和 6 年 1 0 月 1 6<br>日から<br>令和 6 年 1 0 月 2 6<br>日まで                        |
| 広島市安芸区役所<br>阿戸出張所      | 広島市安芸区阿戸町<br>6 2 5 7 番地の 2 | 令和 6 年 1 0 月 1 6<br>日から<br>令和 6 年 1 0 月 2 6<br>日まで                        |
| 広島市安芸区役所<br>矢野出張所      | 広島市安芸区矢野東<br>五丁目 7 番 1 8 号 | 令和 6 年 1 0 月 1 6<br>日から<br>令和 6 年 1 0 月 2 6<br>日まで                        |
| 広島駅南口地下広<br>場          | 広島市南区松原町 9<br>番地先          | 令和 6 年 1 0 月 2 3<br>日から<br>令和 6 年 1 0 月 2 5<br>日まで<br>午前 1 0 時から午後<br>8 時 |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 1 1 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒 井 秀 則

| 指定期日前投票所<br>開設場所        | 所在地                    |
|-------------------------|------------------------|
| 広島市安芸区役所<br>3 階 第 1 会議室 | 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号 |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 1 2 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票区

の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒 井 秀 則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 1 3 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒 井 秀 則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 1 4 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒 井 秀 則

- 1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号  
広島市安芸区役所 5 階 講堂
- 2 日 時 令和 6 年 1 0 月 1 5 日 午後 5 時 2 0 分
- ただし、公職選挙法第 8 6 条第 8 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。
- (1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目 4 番 3 6 号  
広島市安芸区役所 3 階 第 5 会議室
- (2) 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 4 日 午後 5 時 3 0 分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 1 5 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条及び第 6 5 条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒 井 秀 則

- 1 場 所 広島市安芸区矢野東二丁目 1 6 番 1 号  
広島市立矢野中学校 体育館

2 日 時 令和6年10月27日 午後9時20分開始

広島市安芸区選挙管理委員会告示第16号  
令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票管理  
者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法  
律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25  
年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任  
しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

|         |    |                       |
|---------|----|-----------------------|
| 開票管理者   | 住所 | 広島市安芸区矢野南五丁目13番6号     |
|         | 氏名 | 荒井 秀則                 |
| 同上職務代理者 | 住所 | 広島市安佐南区安東二丁目8番11ー604号 |
|         | 氏名 | 三宅 修司                 |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第17号  
令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙にお  
ける開票に関し、候補者からの届出のあった開票立会人となるべ  
き者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団  
体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを  
行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を  
超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者  
の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ
- (1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
- (2) 日 時 令和6年10月24日 午後5時20分
- 2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政  
治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上と  
なったときのくじ
- (1) 場 所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号  
広島市立矢野中学校 体育館
- (2) 日 時 令和6年10月27日 午後8時30分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第18号  
令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙にお  
ける開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人  
となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、  
次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会

委員長 荒井秀則

- 1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第5会議室
- 2 日 時 令和6年10月24日 午後5時20分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第19号  
令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査におけ  
る審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判  
所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規  
定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

掲示を行う場所 各投票所の入口

広島市安芸区選挙管理委員会告示第20号  
令和6年10月21日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区  
の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、  
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第37条第2項の  
規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 新井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第21号  
令和6年10月23日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区  
の投票管理者の職務を代理すべき者が辞任に伴い、新たに選任す  
る必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89  
号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第6号  
令和6年10月9日

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第8  
9号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の  
移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和6年10月10日から衆議院議員総選挙の期日まで

2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、衆議院議員総選挙の期日の翌日から行う。

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 7 号

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

別紙 略

~~~~~  
**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 8 号**

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

別紙 略

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 9 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市佐伯区役所 3 階 3 0 2 会議室	広島市佐伯区海老園 二丁目 5 番 2 8 号	令和 6 年 1 0 月 1 6 日から 令和 6 年 1 0 月 2 6 日まで
広島市佐伯区役所 湯来出張所	広島市佐伯区湯来町 大字和田 1 6 6 番地	令和 6 年 1 0 月 1 6 日から 令和 6 年 1 0 月 2 6 日まで
広島駅南口地下広 場	広島市南区松原町 9 番地先	令和 6 年 1 0 月 2 3 日から 令和 6 年 1 0 月 2 5 日まで 午前 1 0 時から午後 8 時

~~~~~  
**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 1 0 号**

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

| 期日前投票所<br>開設場所            | 所在地                    |
|---------------------------|------------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>3 階 3 0 2 会議室 | 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号 |

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 1 1 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により、次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

投票区	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
第二十一投票区	白川集会所	午後 6 時 0 0 分
上多田投票区	みどり会館	午後 6 時 0 0 分

~~~~~  
**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 1 2 号**

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

別紙 略

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 1 3 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室

2 日 時 令和6年10月15日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

(1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室

(2) 日 時 令和6年10月24日 午後6時10分

~~~~~  
**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第14号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

1 開票の場所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号  
広島市立五日市中学校 体育館

2 開票の日時 令和6年10月27日 午後9時20分開始

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会告示第15号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

開票管理者	住 所 氏 名	広島市佐伯区 久笠 信雄
同上職務代理者	住 所 氏 名	廿日市市 石井 源太

~~~~~  
**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第16号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

1 候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじ

(1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室

(2) 日 時 令和6年10月24日 午後5時20分

2 前項により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となったときのくじ

(1) 場 所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号  
広島市立五日市中学校 体育館

(2) 日 時 令和6年10月27日 午後8時30分

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会告示第17号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室

2 日 時 令和6年10月24日 午後5時40分

~~~~~  
**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第18号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

掲示を行う場所 別紙のとおり

別紙 略

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会告示第19号

令和6年10月21日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

別紙 略

~~~~~  
**区選管委員長告示**

**広島市中区選挙管理委員会委員長告示第1号**

令和6年10月15日



令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正 行

不在者投票の投票記載場所

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区役所 3 階 第 6 会議室  
広島市南区松原町 9 番地先  
広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとする。

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区役所 3 階 第 6 会議室

~~~~~  
広島市東区選挙管理委員会委員長告示第 1 号
令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 佐々木 和 宏

不在者投票の投票記載場所

広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号
広島市東区役所 3 階 第 4 ・第 5 会議室
広島市東区温品五丁目 1 番 1 8 号
広島市東区役所 温品出張所
広島市南区松原町 9 番地先

広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとする。

広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号
広島市東区役所 3 階 第 4 ・第 5 会議室

~~~~~  
**広島市南区選挙管理委員会委員長告示第 1 号**  
令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中 田 憲 悟

不在者投票の投票記載場所

広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所 4 階 4-1、4-2、4-3 会議室  
広島市南区松原町 9 番地先  
広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとします。

広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号

広島市南区役所 4 階 4-1、4-2、4-3 会議室

~~~~~  
広島市西区選挙管理委員会委員長告示第 1 号
令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 原 田 武 彦

不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号
広島市西区役所 2 階 第 1 会議室
広島市南区松原町 9 番地先
広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとする。

広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号
広島市西区役所 2 階 第 1 会議室

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第 1 号**  
令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行予定の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高 岡 優

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号  
広島市安佐南区役所 1 階 第 2 会議室  
広島市安佐南区緑井六丁目 2 9 番 2 8 号  
広島市安佐南区役所 佐東出張所  
広島市安佐南区祇園二丁目 4 8 番 7 号  
広島市安佐南区役所 祇園出張所  
広島市安佐南区伴東七丁目 6 4 番 8 号  
広島市安佐南区役所 沼田出張所  
広島市南区松原町 9 番地先  
広島駅南口地下広場

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第 1 号
令和 6 年 1 0 月 1 5 日

令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大 本 和 則

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号
広島市安佐北区役所 1 階 第一会議室

広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4

広島市安佐北区役所白木出張所

広島市安佐北区深川五丁目13番7号

広島市安佐北区役所高陽出張所

広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1

広島市安佐北区役所安佐出張所仮設投票所

広島市南区松原町9番地先

広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとする。

広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所 1階 第一会議室

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第1号**

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

不在者投票の投票記載場所

広島市安芸区船越南三丁目4番36号

広島市安芸区役所 3階 第1会議室

広島市安芸区中野三丁目20番9号

広島市安芸区役所中野出張所

広島市安芸区阿戸町6257番地の2

広島市安芸区役所阿戸出張所

広島市安芸区矢野東五丁目7番18号

広島市安芸区役所矢野出張所

広島市南区松原町9番地先

広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとします。

広島市安芸区船越南三丁目4番36号

広島市安芸区役所 3階 第1会議室

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第1号

令和6年10月15日

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所 3階 302会議室

広島市佐伯区湯来町大字和田166番地

広島市佐伯区役所湯来出張所

広島市南区松原町9番地先

広島駅南口地下広場

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとします。

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所 3階 302会議室

=====

教育委員会告示

=====

広島市教育委員会告示第17号

令和6年10月22日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 松井勝憲

- 1 日時 令和6年10月29日（火） 午前9時30分
2 場所 中区役所6階教育委員室
3 議題

【公開予定議題】

- (1) 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について（報告）
(2) 広島市こども文化科学館リニューアル基本計画の策定について（報告）

【非公開予定議題】

- (3) 教職員の人事について（代決報告）